

避難所でのペットの取扱いは？

■災害時におけるペットの取扱い

中央の森貳番街では、震災時の一時避難場所として円形広場または管理・集会所棟としています。広域避難場所としては、志木第四小学校が指定されています。

志木市の「避難所運営マニュアル」5)によると、避難所に連れてきた動物は、屋外や敷地外に飼育専用スペースを設置して飼育することになっており、飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとされています。

中央の森貳番街の一時避難場所においても同様の扱いを適用することにいたします。

■志木市の避難ペット取扱い

参考までに、志木市の避難ペット取扱いは次のとおりです。

○避難者と共に避難した動物の取扱い

☛避難者とともに避難した動物（盲導犬・聴導犬・介助犬を除く）の取扱いについて

避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、**居室への動物の持ち込みは原則禁止**とし、避難所の屋外や敷地外に飼育専用スペースを設置し、飼育させることとします。

☛避難者とともに避難した動物の飼育

動物への餌やり、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとします。

☛避難所からの退去時の動物の扱い

当該動物を連れてきた者は、専用スペースで飼養した場合、退去時に施設の現状復旧を行うこととします。

以 上

作成年月日： 2017年5月7日